

- るために保護を図る必要があると認めて、第10条の規定により指定する種をいう。
- (4) 特定希少野生動植物 指定希少野生動植物のうち、知事が譲渡し及び譲受けを監視する必要があると認めて、第10条の規定により指定する種をいう。
- (5) 外来種 国外又は国内の他地域に生息し、又は生育する野生動植物の種であって、野生動植物が本来有する移動能力を超えて導入されたものをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、野生動植物の多様性の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、野生動植物の多様性の保全の必要性について、事業者及び県民等の理解を求め、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、地域の開発及び整備その他の野生動植物の生息又は生育環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、野生動植物の多様性が保全されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる野生動植物の生息又は生育環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民等の責務)

- 第5条 県民等は、登山、キャンプ活動その他の野外活動を行うに当たっては、これらの活動が野生動植物の生息地又は生育地の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。
- 2 県民等は、前項に定めるもののほか、野生動植物の保護に自ら努めるとともに、県が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(野生動植物の生息及び生育環境の保全及び創造)

- 第6条 県、事業者及び県民等は、条例の趣旨を尊重して野生動植物を絶滅から守り、野生動植物の多様性を保全するため、野生動植物の生息及び生育に適した環境の保全及び創造に努めなければならない。

(外来種の公表等)

- 第7条 知事は、遺棄、逸出等により生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある外来種を公表するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により外来種を公表しようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 県民等は、第1項の規定により知事が公表した外来種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）を飼養し、又は栽培する場合等においては、野外に遺棄し、又は逸出等して生態系をかく乱することのないよう注意を払わなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により公表した外来種の個体が適切に取り扱われないために、生態系に著しい支障を生じていると判断する場合には、その所有者又は占有者に対して飼養又は栽培の中止その他の適切な措置を講ずるよう指導することができる。

(財産権の尊重等)

- 第8条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民等の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(野生動植物の多様性保全基本方針)

- 第9条 知事は、野生動植物の多様性の保全を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 野生動植物の多様性の保全に関する基本構想
- (2) 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定に関する基本的な事項
- (3) 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体及びその器官（規則で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（規則で定めるものに限る。以下同じ。）（以下「個体等」という。）の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的事項
- (5) 保護管理事業（指定希少野生動植物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の保護及び再生その他の指定希少野生動植物の保護を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の多様性の保全に関する事項

- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定)

- 第10条 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物は、知事が、あらかじめ、審議会の意見を聴いて指定する。

- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、指定の案を公告しなければならない。

- 3 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、当該公告の日から起算して14

- 日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 4 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他当該指定の案に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 5 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 知事は、県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 8 第1項から第6項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 第2章 個体等の取扱いに関する規制
- 第1節 個体等の所有者等の義務等
(個体等の所有者等の義務)
- 第11条 県内希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者は、県内希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。
(助言又は指導)
- 第12条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、県内希少野生動植物の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。
- 第2節 県内希少野生動植物の個体の捕獲等の届出
(捕獲等の届出)
- 第13条 指定希少野生動植物以外の県内希少野生動植物の生きている個体(飼育し、若しくは栽培している生きている個体又は繁殖させた生きている個体を除く。以下同じ。)の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出(以下この条において「届出」という。)があった場合において、届出に係る捕獲等が県内希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、届出をした者に対して、規則で定めるところにより、届出に係る捕獲等をする 것을 制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して30日(30日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して60日を超えない範囲内で知事が定める期間)を経過した後又は第5項ただし書の規定による通知をした後はすることができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して30日(第3項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間)を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。ただし、知事が県内希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次に掲げる場合の捕獲等については、第1項の規定は、適用しない。
(1) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
(2) 県内希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
(3) 県内希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として知事が告示で定める区域以外の区域で捕獲等をする場合
- 第3節 指定希少野生動植物の個体の捕獲等の禁止
(捕獲等の禁止)
- 第14条 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
(1) 第16条の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
(3) 指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として規則で定める場合
(4) 指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれのない場合として知事が告示で定める区域以外の区域で捕獲等をする場合
- (所持等の禁止)
- 第15条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生動植物の個体は、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。当該個体の器官及びこれらの加工品についても同様とする。
(捕獲等の許可)
- 第16条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
(許可の申請及び許可証等)
- 第17条 前条の許可(以下この節において「許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 2 知事は、許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。